

こども・生活ソーシャルサポートセンター Becoming 運営規程
(指定児童発達支援事業・保育所等訪問支援事業)

第1条 (事業の目的)

合同会社 Becoming (以下「事業者」という。)が設置するこども・生活ソーシャルサポートセンター Becoming (以下「事業所」という。)が行う児童福祉法に基づく指定児童発達支援の事業、及び指定保育所等訪問支援の事業 (以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、障がい児及び通所給付決定保護者 (以下「保護者」という。)に対し、適切な指定児童発達支援及び指定保育所等訪問支援を提供することを目的とする。

第2条 (運営の方針)

- 1 事業者は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、集団生活に適応することができるよう、また、生活能力の向上のために必要な訓練を行い、社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の心身の状況及びその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとする
- 2 事業所は、障害児の適性、障がいの特性その他の事情を踏まえた指定児童発達支援の確保並びに指定児童発達支援の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、指定児童発達支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する総合的な支援を行わなければならない (第26条第4項)
- 3 事業所の従業者は、指定通所支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、障がい児等に対し、支援を必要な事項について、理解しやすいように説明・提供に努めるものとする。
- 4 事業所は、その提供する指定通所支援の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- 5 事業所は、利用者の人権の擁護・意思及び人格を尊重して、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずる。
- 6 事業者は、地域及び家庭との結びつきを重視し、都道府県、関係市町村、障害福祉サービス事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 7 前5項のほか、事業者は法及び「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準」に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。
- 8 児童発達支援管理責任者は、心身の健康等に関する領域との関連性を踏まえた指定児童発達支援の具体的内容・指定児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成しなければならない (第27条第4項)

第3条 (事業所の名称等)

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称 : こども・生活ソーシャルサポートセンター Becoming
(児童発達支援事業・保育所等訪問支援事業)

所在地 : 始良市宮島31番地5

電話 : 0995-56-8256

第4条（職員の職種・員数及び職務の内容）

1 指定児童発達支援に従事する職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

（1）管理者 1名（常勤・兼務）

管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に運営に関する基準規定を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

（2）児童発達支援管理責任者 1名（常勤・兼務）

児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成業務のほか、障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

また、他の職員に対する技指導及び助言を行う。

（3）児童指導員・保育士を1名以上（常勤）

児童発達支援計画に基づき、障害児及び保護者に対し、自立の支援と日常生活に質するよう、適切な技術をもって指導、訓練等を行う。

（4）専門支援特別支援員 1名以上

児童発達支援計画に基づき障害児に対し適切に機能訓練・専門的支援を行う。

2 保育所等訪問支援に従事する職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする

（1）管理者 1名（常勤）

管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に運営に関する基準規定を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

（2）児童発達支援管理責任者 1名（常勤・訪問支援員兼務）

児童発達支援管理責任者は、保育所等訪問支援計画の作成業務のほか、障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。また、他の職員に対する技術指導及び助言を行う。

（3）訪問支援員 1名（常勤・児童発達支援管理責任者兼務）

保育所等訪問支援計画に基づき、障害児及び訪問先施設に対し適切に指導等を行う。

第5条（営業日及び営業時間）

1 指定児童発達支援の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（1）営業日：月曜から金曜日（祝祭日を除く、事業所が指定した土曜日）

ただし、毎週日曜日・国民の祝日・年末年始・その他事業所が定める休所日を除く。

（2）営業時間：午前8時30分から午後5時30分までとする。

（3）サービス提供日：月曜日から金曜日までとする。（祝祭日を除く、事業所が指定した土曜日）

（4）サービス提供時間：午前9時00分から午後5時30分までとする。

2 保育所等訪問支援事業の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（1）営業日：月曜から金曜日とする（祝祭日を除く、事業所が指定した土曜日）

ただし、毎週日曜日・国民の祝日・年末年始・その他事業所が定める休所日を除く。

（2）営業時間：午前8時30分から午後5時30分までとする。

（3）サービス提供日：月曜から金曜までとする。（祝祭日を除く、事業所が指定した土曜日）

（4）サービス提供時間：午前9時00分から午後5時30分までとする。

第6条（事業の利用定員）

指定児童発達支援の利用定員は10名/日とする。

第7条（支援の内容）

- 1 事業所で行う指定児童発達支援の内容は、次のとおりとする。
 - (1) 個別療育：療育目標を設定し、個別プログラムに沿った個別指導（40分～90分）を行う。
 - (2) 集団療育：療育目標を設定し、個別プログラムに沿った集団療育（50分～90分）を行う。
 - (3) 関係機関との連携
保健・医療・福祉・教育を含めた支援システムを構築するため、関係機関と連携を図る。
 - (4) 健康状態の確認
 - (5) 相談・助言に関すること
障がい児及びその支援を行うものの生活におけるサポート等に関する相談及び助言を行う。
 - (6) 支援に関すること
5領域すべてを含めた総合的な支援を提供することを基本とし、支援内容について、事業所の個別支援計画等においても5領域とのつながりを明確化した上で提供することを求める。
 - (7) ホームプログラムの設定・支援
生活する場面で取り組むホームプログラムを設定・サポートする。
- 2 事業所が施設等を訪問し提供する指定保育所等訪問支援の内容は、次のとおりとする。
 - (1) 障がい児本人に対する支援（集団生活の適応のための専門的な支援）
 - (2) 訪問先施設の関係者等に対する支援（自ら支援を組み立てることができるようコンサル）

第8条（保護者から受領する費用の額等）

- 1 事業者は、指定児童発達支援、及び保育所等訪問支援を提供した際は、厚生労働省が定める基準額によるものとし、当該指定児童発達支援及び保育所等訪問支援が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。ただし、市町が定める月額負担上限額の範囲内とする。
- 2 その他の費用の額は、次のとおりにする。
前号に掲げるもののほか、指定児童発達支援及び保育所等訪問支援において提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その障がい児の保護者に負担させることが適当と認められる費用
- 3 第2項の費用の支払いを受けた場合は、領収証と交付するものとする。
- 4 第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、障がい児の保護者に対して事前にサービスの内容及び費用について文書で説明を行うこととする。

第9条（通常の事業の実施地域）

通常の事業の実施地域は次のとおりとする。

児童発達支援事業・保育所等訪問支援事業は、始良市・霧島市の一部地域とする。

第10条（事業の主たる対象とする障害の種類）

事業の主たる対象とする障害の種類は、発達障害とする。

第11条（サービスの利用に当たっての留意事項）

障がい児が指定児童発達支援等の提供を受ける際は、次の各号に掲げる事項に留意してもらうよう説明を行うものとする。

- （1）室内の機器使用に当たっては、従業者の指示に従うこと。
- （2）指定した場所以外での火気を用いないこと。
- （3）他の利用者や従業者に対して暴力行為又は迷惑行為をしないこと。
- （4）利用者は利用予定日時の変更又は中止があった場合、利用前日までに事業所へ連絡することとする。（急病等救急を要する物に対してはこの限りではない。）
- （5）サービスを利用するにあたって、利用者は宗教活動や営利を目的とした勧誘、暴力行為その他、他の利用者に迷惑を及ぼすことを行ってはならない。
- （6）事業所内に秩序・風紀を乱し、または安全衛生を害する行為をしないこと。

第12条（緊急時における対応方法）

事業所の従業者は、指定児童発達支援等の提供中に障がい児の病状の急変、その他の緊急事態が生じた場合その他必要な場合、速やかに協力医療機関に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

第13条（非常災害対策）

事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的（年2回以上）に避難・救出その他必要な訓練を行うものとする。

第14条（業務継続計画の策定等）

- 1 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、「業務継続計画」という。）を策定し、等該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。（年1回以上）
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

第15条（契約時の文書の交付）

- 1 保護者及び障害児に対して、運営規程の概要、勤務体制、その他重要事項を記した文書を交付して説明を行うものとする。
- 2 契約締結に際しては、提供する指定児童発達支援等の内容、苦情受付窓口等を記載した文書を交付するものとする。

第16条（サービス提供の記録）

指定児童発達支援等を提供した際は、その提供日、内容、実績日数、利用者負担額その他必要な事項を記録し、その完結の日から5年間保存するものとする。

第17条（勤務体制の確保等）

- 1 管理者は、従業者の勤務の体制を定めるとともに、従業者の資質の向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証・整備するものとする。
 - （1）採用時研修 採用後6か月以内
 - （2）継続研修 年1回以上
- 2 事業所は、職員・設備・備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする
- 3 事業所は、障がい児等に対する指定通所支援の提供に関する諸記録を整備し、当該指定通所支援を提供した日から5年間保存するものとする。

第18条（衛生管理）

- 1 従業者の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等について衛生的な管理に努めるものとする。
- 2 事業所における感染症及び食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずる
 - （1）事業所における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（以下「感染対策委員会」）の設置及び感染対策担当者の配置
 - （2）感染対策委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る
 - （3）感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備
 - （4）事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的実施する（年1回以上）

第19条（重要事項の掲示）

運営規程等のその他重要事項について、閲覧可能なファイル等で備え置く

第20条（秘密保持）

- 1 従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た障がい児又はその家族の秘密を第三者に漏らしてはならない。
- 2 従業者であった者に、業務上知り得た障がい児又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約に明記する。

第21条（苦情解決）

指定児童発達支援等の提供に対する保護者及び障害児からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置その他必要な措置を講ずるものとする。

第22条（事故発生時の対応）

- 1 指定児童発達支援等の提供により事故が発生した場合には、速やかに県、市町、当該障害児の家族等に対して連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 指定児童発達支援等の提供に伴って当事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

3 当事業所は、前項の損害賠償のために損害賠償責任保険に加入する。

第23条（虐待の防止）

指定児童発達支援等の提供に対する障がい児に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るために、次の措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(虐待防止委員会)を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 事業所において、従業者に対し、利用者の人権の擁護及び虐待防止に係る研修の実施
- (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く

第24条（身体拘束等の禁止）

- 1 事業所はサービスの提供にあたっては、利用者又はほかの利用者の生命または身体を保護するため緊急やむ得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。
- 2 事業所は、やむ得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間・その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむ得ない理由その他必要な事項を記録する。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的を実施する。

第25条（職場におけるハラスメントの防止）

事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景として言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

第26条(その他)

この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、合同会社 Becoming と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は、平成31年4月1日から施行する。

この規定は、2022年（令和4）年4月1日から施行する

この規定は、2024年（令和6）年4月1日から施行する